

# 室町殿若宮八幡宮参詣絵巻 | 將軍の参詣風景 |

## I、第1場面 | 將軍の行粧風景 (門前から四足門まで) 第1〜6紙

- 1、門前の従者たち (前半部)
- ① 御相伴衆 騎馬
  - ② 御供衆 騎馬 (リーダーを御剣役人という)
  - ③ 同朋衆 騎馬、徒歩
  - ④ 御走衆 徒歩
  - ⑤ 御小者 徒歩
- 2、將軍と扈従者たち
- ① 折烏帽子、直垂、脚半、足半、二人 御うまやもの厩うまやもの者
  - ② 束髪、素襖、脚半、足半 六人 御こもの小者
  - ③ 立烏帽子、狩衣、草履 一人 將軍
  - ④ 立烏帽子、直垂、草履 一人 相伴しうばんしゆう衆
  - ⑤ 剃髪、素襖袴、脚半、足半 三人 同朋どうぼうしゆう衆
  - ⑥ 折烏帽子、素襖、小袴、脚半、足半 四人 御おん供衆
  - ⑦ 折烏帽子、素襖、小袴、脚半、足半 七人 御おん走衆
  - ⑧ 小袖、四幅袴、半袴、(肩衣)、足半 十八人 中ちゆうけん間

## II、第3場面 | 將軍の御殿参拝 第12〜16紙

## III、第2場面 | 社頭の風景 第7〜11紙

- ① 人物 公文所、宝塔、松童社、高良社、稻荷社、夷社、十禅師社、楼門
- ② 建物 四足門、御供所、鐘楼、神護寺(神宮寺か)、経蔵、石清水社、

## IV、圖像の精度

- ① 返し股だち
- ② 辻つじ固がため
- ① 長なが小結こゆいの烏帽子

### 1 [供立之日記]

- |    |                     |    |                           |    |    |
|----|---------------------|----|---------------------------|----|----|
| 小者 | 小者                  | 弓袋 | 雑色                        | 中間 | 中間 |
| 小者 | 房 <small>ぼう</small> | 馬上 | 厩 <small>うまやのもの</small> 者 | 笠持 | 中間 |
| 小者 | 小者                  | 中間 | 中間                        | 中間 | 中間 |

### 2 [大曲覚書]

御供衆ノ位ト候テ火氈ノ鞍覆・白傘袋・錦ノ半袴・冠木門ヲ御ユルシヲ蒙テ：

### 3 [走衆故実]

一 (略) 烏帽子(かけハ心のまゝ也)、上下かみしもにて、引をさし、太刀をはき、かへ返しも立だちをとりて参  
 一 かへ返しも立だちの取様、あはせの時もかた帷子びらを下にきて、能すそより巻あげてとるべし、は袴かまもよくたみ  
 あげたるがよし  
 一同説、走衆六人よりおほく被参候事は不承及候

### 4 [伊勢貞興返答書]

公方様御小者六人にさたまり候

5 「御供故実」

一御供之時、馬上にて返しも（股立）だちの事、嗟峨・鞍馬・高雄杯へは御とりあるべし  
一常の御供の時、指而遠く候はずハ、中間・小者、返しも（股立）だちはとり候間敷、乍去中間ハ不苦候

6 「満濟准后日記」正長二年（一四二九）八月十七日条

御幣広橋中納言親光卿これを取り進むと云々。先々は神主直（じき）にこれを進め了（おわ）んぬ

7 「八幡社参記」康正二年（一四五六）

左女牛若宮社に参る。南門外において輿を下りる（沓役人同前）。中門に入り庭中の座に着す（於座後脱沓）、中山大納言西方より進み出、神主所持の幣（ぬぎ）を取り持ち来る。予（よ）跪（ひざます）きこれを取りて起き、兩段を再拝す。畢（おわ）りてこれを返す。大納言神主に授け、神主神前に参り、祝いを申し畢（おわ）んぬ。返りて祝拍手し、予同じく拍手す。

8 「六条八幡宮御拝社記」（「醍醐寺新要録」）曆応元年（一三三八）十月

別当御拝社、曆応元年戊丑十月廿二日午刻、三宝院僧正賢（俊）、御装束、香法服、香平袈裟、供奉従僧二人（上総上座等身衣、指貫（さしぬき）、筑前寺主装束同）、御童子二人（各白張）、社司方小別当法印頼順（鈍色・五帖袈裟）、神主盛房（束帯）僧名公文国憲（狩衣、指貫）、称宜盛兼（装束同）、一行列次第、如先例（自北僧房御出）、先ず宮仕六人二行、次に御力者十二人、次に預（あずかり）、次大童子二人、次に従僧二人、次に小別当、神主以下俗官、御後、兒、出世、社家沙汰人、御坊御侍、楼門より御参。拝殿中央に御着座。

9 「若宮八幡宮年中行事」

十四日、神楽、神供・神酒を献ず。往古より相撲これを行う。伶人舞楽これを行う。  
十五日、放生大会、卯刻に神供神酒を献調す。

次に五色の染飯神供を献ず。

次に八乙女の神楽。酉刻に祝詞。

次に同音、中（なか）臣（とみの）稔（はらい）。

次に音楽。

10 「八幡宮社参記」康正二年（一四五六）

次に下家司中原盛富、幣を以て長櫃（ながびつ）に納め。中門を出でしむ。神馬（しんめ）同じくこれを引き出す。

11 「六条八幡宮造営注文」文治二年（一一八六）四月付

御殿、拝殿、小神、楼門左右廻廊（八間）、東西廻廊（七間）、神宮寺、鐘楼、御倉（六間）、竈神殿（三間一面）公文所（三間一面）、左女牛面築地覆、

12 「六条八幡宮造営注文」承元二年（一二〇八）閏四月十五日付

御殿、拝殿、少神、四足門、唐門、鳥居、四方築垣、楼門、南廻廊八間（左右）、東西廻廊（十六間）、神宮寺（一間四面）、鐘楼、竈神殿、公文所、僧坊（六間一面）、御倉（六間一面）、御殿後屏、南面築地覆、東北二町植竹、楽屋（五間）、築地等覆、北面上土門二字、東北土門三字、屏門檜垣等（僧坊分）、同雑舎等、廻廊（神宮寺間渡殿廊）、廊西屏

13 「室町幕府御教書」（「三宝院文書」）応永五年（一三九八）十二月十四日

六條八幡宮竈神殿、東西廻廊、ならびに小神社壇、同神宮寺修理要脚の事。摂津・越後・伊与三ヶ国の段銭（たんせん）（反別五疋）を以てその足（そく）に付けられるなり。早く存知せしむべきの由、仰せ下さるる所なり。仍（よ）て執達件の如し。

応永五年十二月十四日

沙弥（花押）

当社々官等中

14 「雍州府志」

時に社前に大恵木（オノキ）あり。頼義誓いて曰く、今回勝利を得ることあらば、この恵木の実、地に落ち、忽（たちまち）に一夜のうち（うち）に生え萌（も）こるべし。果たして薬（はく）を生ず。頼義これを悦び、遂に大勝す。

15 「人賢記」  
敷革と申ハ、鹿の皮にてこしらへ様、寸法等有之、又ひきしきと申ハ、常に付候を申候也。豹のかわハ、平人は斟酌之事二候。三職ハ御用候。ひきしきハ寸法も候ましく候敷。鞆の革たるへし。又熊の皮をは、むかしハ弾正官の人ならてハ御用無之候。

16 「走衆故実」  
各敷皮を敷、太刀を左の膝の上に置、足半をバぬぎて、敷皮の下に其まゝはくように置。

17 「鳥板記」  
一 辻堅之事、御通ある横小路の方をけいこする也。その方に幕をはりて居るもの也。そのときの幕のはりやうの事。御とをりある方にまくくしをたて、その御通ある方に、しきかは敷、太刀を持居る也。太刀を左のひさの上におきて居る也。扱主人御通のとき、まくもあけ、太刀をしきかはの上に置、敷皮より降りて、かうへを地につけて通し申也。御通あつて頓て本のことくゐるなり。御供の衆のときは、しきかはの上に居へし。そのまくのはりやうはそとをけいこの故也。

18 「走衆故実」  
一 長こゆひのゑぼしにて走に参勤例事。慈照院殿様御代にも、藤民部殿十六歳にて被召加候て長こゆひにて久敷祇候。

19 「建内記」 嘉吉元年（一四四一）六月二十四日条  
甲冑を着する武者数十人乱入し弑し奉る。その時管領已下着座の諸大名、即起座し退出し報答に及ばず。纔に大内介・京極加賀入道刀を抜き防戦す。（中略）その近習の輩、細川下野守・山名中務大輔熙貴散々に振舞う。中務大輔當座に止命す。下野守、腕を打ち落とされ、かの子に扶けられ退出し了んぬ。走衆遠山ならびに下野守疵を被り帰家し死去す。

20 「看聞御記」 嘉吉元年（一四四一）六月二十五日条  
廿五日、晴。昨日の儀、あらあら聞く。一献両三献、猿樂始まるの時分、内方とどめく。「何事そ」と御尋ねあり、「雷鳴か」などと三条申さるるの処、御後の障子を引あけて武士数輩出て、すなわち公方を討ち申す。三条、御前の太刀（御引出物に進むる太刀なり）を取て切り払う。顛倒し切り伏せらる。山名大輔・京極加賀入道・土岐遠山（走衆）三人討死。細川下野守・大内等、腰刀ばかりにて振舞うといえども敵を取るに及ばず。手負て引退す。管領・細川讃州・一色五郎・赤松伊豆等ハ逃走す。その外の人々、右往左往し逃散す。御前において腹を切る人なし。赤松落ち行き、追い懸け討つ人なし。いうばかりなし。諸大名同心敷。その意を得ざることなり。所詮、赤松を討たるべき御企露頭の間、遮つて討ち申すと云々。自業自得。果たして無力の事敷。將軍かくのごときの犬死、古来その例なきことなり。

21 「狂言集成」 狂言「釣狐」  
〔獵師〕  
先づ皮を剥いで、引敷に致す。身は料理して食べます。骨は黒焼にして、膏薬練りに売ります。

22 「日欧文化比較」 ルイス・フロイス著  
70 ヨーロッパではわずかに足の中程しかない履物を履いていたら物笑いになる。日本ではそれは立派なことで、完全なものは坊主と婦人と老人のものである。  
71 われわれの間では足を全部地につけて歩く。日本では、足の半分の履物の上で足の先だけで歩く。

23 「信長公記」 天正元年（一五七三）八月  
去程に信長年来御足なかを御腰に付させられ候。今度刀根山にて、金松又四郎武者一騎山中を追懸、終に討止、頸を持参候、其時、生足（スアシ）に罷成、足はくれないに染て参り候御覽し、日比御腰に付させられ候御足なか、此時御用に立られ候由御詫候て、金松に被下。且冥加の至り面目の次第也。

24 「翁草」 （神沢杜口著、安永元年〔一七七二〕）  
軍中の履物の事、（中略）戦ひにては皆足半を履く事也。其所以は働の間に草鞋の中へ土砂入て働の碍と成る也。仍て各足半を履く事也。